



定期監査結果に基づき講じた措置の公表

令和3年度に執行した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、京都地方税機構広域連合長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年1月16日

京都地方税機構監査委員 瀬野 淳 郎



令和3年度定期監査に対する措置状況

指摘事項	措置の内容
<p>・法人市町村民税、法人府民税及び法人事業税の延滞金において本来徴収すべき金額を超過して収納している事案が認められた。（業務課）</p>	<p>本事案は、法人市町村民税、法人府民税及び法人事業税において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申告期限の延長が認められたにも関わらず、電算システムで対応できないことから、誤った期間で延滞金が計算されたものである。</p> <p>そこで、本事案に対応するため、電算システムに、全ての申告延長案件を抽出し表示させ、案件ごとに延滞金の再計算を行う機能を追加して、職員にその計算結果を確認させるよう、全所属に周知徹底した。</p>